

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律

(平成一八年二月一〇日法律第五号)

一、提案理由(平成一八年一月二七日・衆議院環境委員会)

小池国務大臣 ただいま議題となりました石綿による健康被害の救済に関する法律案及び石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

……………(略)……………

引き続き、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

石綿による健康被害に係る問題については、平成十七年七月以来、政府部内においてアスベスト問題に関する関係閣僚による会合が開催され、同年十二月二十七日に開催された第五回となる同会合において、「アスベスト問題に係る総合対策」が取りまとめられたところです。この間、すき間のない健康被害者の救済等とあわせ、今後の被害を未然に防止するための対応について関係各省において検討が行われ、大気汚染防止法、地方財政法、建築基準法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の四法律について改正を図ることが、総合対策に盛り込まれるに至っております。

このような経緯を踏まえ、石綿の飛散等による人の健康または生活環境に係る被害を防止するため、これら四法律を一括して改正する本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、大気汚染防止法の一部改正であります。

石綿粉じんによる大気汚染の防止を徹底するため、石綿が使用されている建築物に加え、石綿が使用されている工作物についても解体作業等による石綿粉じんの飛散を防止する対策を義務づけることとします。

第二に、地方財政法の一部改正であります。

地方公共団体が行う公共施設等に係る石綿の除去に要する経費について、当分の間、地方債をもってその財源とすることができることとします。

第三に、建築基準法の一部改正であります。

石綿の飛散に対する衛生上の措置として、建築物は、建築材料に石綿を添加しないこと等の基準に適合するものとしなければならないこととします。

第四に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正であります。

今後大量に発生することが見込まれる、石綿が含まれる廃棄物の迅速かつ安全な処理を促進するため、高度な技術により無害化処理を行う者について、環境大臣が認定する特例制度を創設することとします。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院環境委員長報告（平成一八年一月三十一日）

木村隆秀君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案であります。大気汚染防止法、地方財政法、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の四法律を改正し、石綿の飛散等による人の健康または生活環境に係る被害を防止するための措置を講じようとするものであります。

両案は、去る二十七日国会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同二十七日小池環境大臣から両案について提案理由の説明を聴取した後、同日並びに本日質疑を行い、質疑を終局いたしました。

……………（略）……………

次に、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案について採決を行ったところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一八年一月三十一日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 従来の建築物の解体等におけるアスベストの飛散防止対策に加え、新たに工作物の解体等の際にも対策の徹底が図られるよう、国においては関係府省が密接に連携しつつ、各地方公共団体等におけるアスベストの使用実態等の情報の共有化に努めること。
- 二 地方公共団体が行うアスベスト対策に要する経費について、適切な財政措置を講ずること。
- 三 建築基準法による規制の実効性を確保するため、アスベストを使用している建築物の実態調査を進めるとともに、建築物所有者等に対する相談体制等の環境整備を行うこと。
- 四 アスベスト廃棄物が大量に排出されることに伴い処理費用の高騰が懸念されることから、不法投棄など不適正処理を招かないよう、アスベスト廃棄物の追跡管理を強化するとともに、国と地方公共団体が連携して規制の徹底、監視の強化等に万全を期すること。
- 五 アスベストによる被害の未然防止に万全を期すため、本法案による関係四法律の改正のみならず、「アスベスト問題に係る総合対策」（平成十七年十二月二十七日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）に盛り込まれた施策について、政府は地方公共団体、事業者、国民と一丸となって実施していくとともに、適切な時期にフォロー

アップを行うこと。

三、参議院環境委員長報告（平成一八年二月三日）

福山哲郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案は、石綿の飛散等による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため、工作物の解体等の作業による石綿の飛散の防止、石綿を添加した建築材料の使用の制限、石綿が含まれる廃棄物の無害化処理の促進等の所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法案を一括して議題とし、石綿による健康被害の拡大に対する国の責任、労災補償とバランスの取れた救済の在り方、指定疾病の範囲の拡大、アスベスト廃棄物の不法投棄対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

……………（略）……………

次いで、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して足立委員より、石綿被害救済法案について、原案に反対、民主党・新緑風会提出の修正案に賛成、日本共産党提出の修正案に反対、石綿被害防止一括法案に賛成する旨の意見が述べられました。次に、日本共産党を代表して小池委員より、石綿被害救済法案について、原案に反対、日本共産党提出の修正案及び民主党・新緑風会提出の修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、石綿被害救済法案については、両修正案がいずれも否決された後、多数をもって、石綿被害防止一括法案については全会一致で、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一八年二月三日）

（石綿による健康被害の救済に関する法律（平一八法四）の附帯決議と一括して掲載）